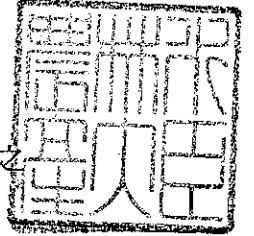




16消安第2158号  
平成16年6月10日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第45号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、平成15年8月5日付15消安第981号により貴委員会の意見を求めたところであるが、これを取り下げる。

記

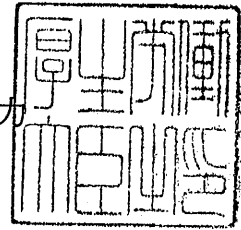
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料添加物として指定されているリボフラビンの基準・規格を改正すること。



厚生労働省発食安第0610001号  
平成16年6月10日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

平成15年8月5日付け厚生労働省発食安第0805007号をもって、下記事項に係る食品健康影響評価について貴職に意見を求めたところですが、平成16年6月10日付け16消安第2159号にて、農林水産大臣から当職あて飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づく飼料添加物の基準・規格の改正に係る意見の聴取を取り下げる旨の通知があったことから、貴職に意見を求めたことについて取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる飼料添加物の食品中の残留基準を設定すること

リボフラビン

